

総合評価競争入札ガイドライン

京都府建設交通部指導検査課

平成26年4月

<総合評価競争入札ガイドライン>

目 次

1	はじめに	1
2	対象工事の考え方	2
3	評価項目について [簡易型]	3
4	技術提案における注意点	11
5	落札決定後における入札情報の公開について	11
6	証明資料等について	11
7	技術評価内容や履行状況の確認について	12
8	履行状況による成績評定の減点について	13

<参考>

技術重視型・地域活性型総合評価競争入札（簡易型）の落札者決定基準

特記仕様書記載事項

総合評価競争入札におけるCPDの評価及びその取得について（H25.8）

総合評価競争入札における京都府地域づくり優良工事施工者表彰の実績
の評価について（H24.2）

表彰実績による加算点申請の事例（別図）（H24.2）

企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方（別図）

（H19→H23, H20→H24, H21→H25, H22→H26に読み替え）

総合評価競争入札における評価項目の見直しについて（H24.3）

総合評価競争入札において建設工事共同企業体を評価する場合の取扱
について（H24.3）

総合評価競争入札ガイドライン

1 はじめに

1-1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、京都府の各機関が発注する建設工事において、総合評価競争入札を試行するにあたり、円滑な入札契約を実施するため、必要な手順等を示すことを目的としている。したがって、総合評価競争入札案件の共通的な内容を記述しているが、各案件毎の内容については、公告文や特記仕様書を確認の上、入札に参加すること。

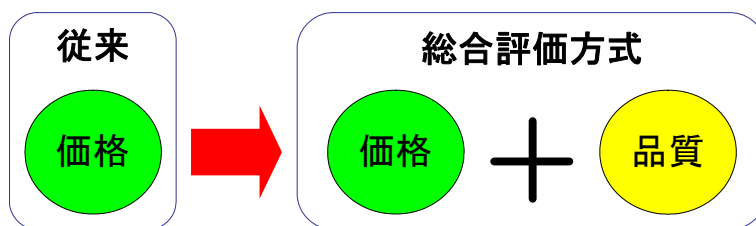
なお、本ガイドラインの内容は、逐次改善を図っていくものとしている。

1-2 総合評価競争入札とは

「総合評価競争入札」は、価格だけで評価している従来の入札とは違い、品質を高めるための技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する新しい入札方式である。

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定するというものである。新しい施工方法や工夫をすることなどの技術提案、同種工事の施工経験や工事成績等が評価の対象となる。

■ 品質を評価する入札契約制度の導入



<総合評価方式の効果>

- ①品質の確保
- ②談合が行われにくい環境の整備
- ③施工計画書の事前評価
 - 周辺住民等への迷惑が軽減
 - 工事中の安全性が向上
- ④業者の育成と技術力向上
 - 不良不適格業者の排除
 - 地域力向上（災害対応等）

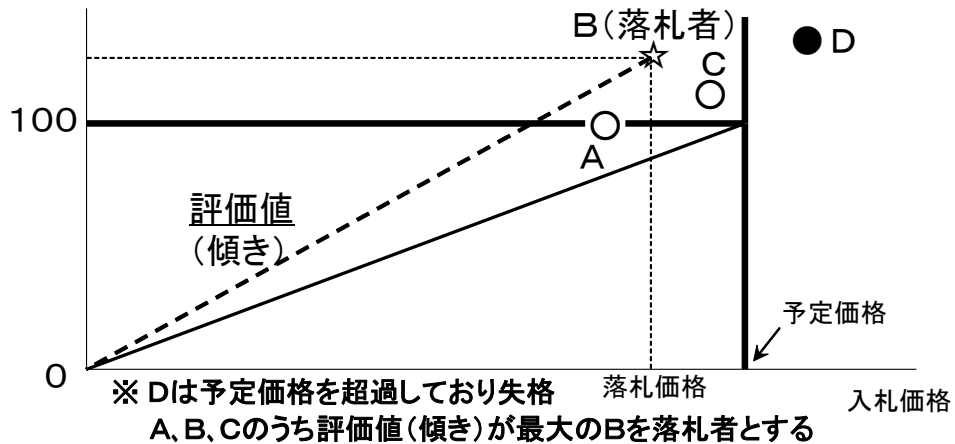
■ 加算点等は学識経験者の意見を聞いて決定 (評価項目、評価基準は事前に公表)

■ 工事価格と品質(性能等)を相対的に評価

$$\text{評価値} = \frac{100\text{点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \quad ※ 0 \leq \text{加算点} \leq 10 \sim 50$$

(除算法)

(100点=標準点)



2 対象工事の考え方 <H26>

1) [簡易型]

地域活性型 施工計画にかかる技術提案を原則求めないタイプ (必要に応じ求める場合がある)

A タイプ 土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 2500 万円以上のもの
技術者項目=過去の工事成績評定点

B タイプ 土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 1000 ~ 2500 万円のもの
技術者項目=所有する国家資格

技術重視型 施工計画にかかる簡易な技術提案を求めるタイプ

土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 4500 万円以上のもの

2) [標準型] ライフサイクルコストを評価する場合や大規模案件等 (ガイドライン対象外)

→ 個別に落札者決定基準を定める。

3 評価項目の設定 [簡易型]

- 1) 施工計画 <技術重視型> 2～3項目 1項目2点
 <地域活性型(選択項目)> 1項目 1項目2点

評価内容	加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	1.5点
必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度)	1点
必要事項の記載がないものがある。	0点
記載がない又は不適	失格

・「現場をしっかりと調査し、工事の留意点を把握しているか」といった観点で評価項目を設定

<以下、技術重視型・地域活性型共通>

- 2) 地域調達・地域雇用

①府内企業の下請 3点

自社施工率(1-下請率)と及び府内下請率の事前申告により加算

府内企業の下請状況	加算点
$\frac{\text{下請率} \times \text{府内下請率}}{\text{(下請中の府内施工率)}} \times 3 + \frac{\text{(1-下請率)}}{\text{(自社施工率)}} \times 3$ <p>下請率 : 下請契約額 ÷ 元請負額(府との契約額) 府内下請率 : 府内下請契約額 ÷ 下請契約額</p>	0～3点
下請率100%	失格

- ・下請率、府内下請率、加算点とも小数第2位四捨五入、小数第1位止め
- ・建設工事でない契約は、下請契約に含まない。(ガードマンなどの契約など)
- ・材工共の下請契約も、下請契約率に含むものとする。
- ・実績において、当初設計に比して府外企業にしかできないものの増工がある場合は、その増工分を控除して府内施工率を算定するものとする。

②指定資材の府内調達 1点

指定する資材が府内調達かどうかを事前申告により加算

指定資材の府内調達の状況	加算点
すべて府内調達	1点
一部府内調達	0.5点
府内調達無し	0点

生コン、砕石、二次製品など指定された品目の調達予定先の申告により加算

※ 申告されたプラントや工場所在地、生産地が府内かどうかで判断

(購入先の会社が府内かどうかではなく、生産地・生産工場が府内かどうかで判断)

③雇用

③-1 「技術職員数」の維持 0.5点

技術職員数の減少状況により加点

技術職員数の減少状況	加算点
減少率10%以内	0.5点
減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内 または2人以内	0.25点
減少率20%超かつ3人以上	0点

※提出資料不要（23年度、26年度の入札参加資格審査（格付）に用いた経審のデータで、1級・2級・その他技術職員数の合計を比較）

ただし、次の①から③に該当する者については、以下の「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」のとおりとする。

- ①「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づき特例措置を受けた者
- ②「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請時期及び方法等」第10条により資格を承継した者
- ③会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた後、本府の入札参加資格の再認定を受けた者

「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」（別図参照）

応札者が企業合併等を行っていた場合において、雇用維持の確認に使用する経審のデータについては、原則として、合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用することとし、以下のとおりとする。

I 2以上の個人又は法人が会社法に基づく合併により新規法人を設立した場合（別図I）

- ①平成23年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人
 - H23：設立後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用
 - H26：公告文どおり
- ②平成24,25年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人
 - H23：合併前の各法人（個人）の内、最も技術職員数の多い経審データを採用
 - H26：公告文どおり
- ③平成26年度中に改めて入札参加資格を得た新設法人
 - H23：合併前の各法人（個人）の内、最も技術職員数の多い経審データを採用
 - H26：設立後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

II 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合（別図II）

- ①平成23年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人
 - H23：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用
 - H26：公告文どおり
- ②平成24,25年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人
 - H23：合併等により存続した法人の経審データを採用
 - H26：公告文どおり
- ③平成26年度中に改めて入札参加資格を得た存続法人
 - H23：合併等により存続した法人の経審データ採用
 - H26：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

Ⅲ 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合で有資格者が消滅する場合（別図Ⅲ）

①平成23年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人

H23：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

H26：公告文どおり

②平成24, 25年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人

H23：合併等により消滅した法人の経審データを採用

H26：公告文どおり

③平成26年度中に消滅法人から入札参加資格を継承し、入札参加資格を得た存続法人

H23：合併等により消滅した法人の経審データ採用

H26：合併等後、入札参加資格の再認定に用いた経審データを採用

Ⅳ 会社更生法及び民事再生法上の手続き後、入札参加資格の再認定を受けた場合

当該年度に再認定の経審データがあればそれを採用、なければ公告文どおり

③-2 各業種毎に雇用している「技術職員数」 0.5点

経審の各業種毎に認定されている技術職員数（H26）により加算点

業種	技術職員数	加算点	業種	技術職員数	加算点
	土木Ⅰ・Ⅱ I等級 舗装	16人以上		0.5点	土木Ⅱ・Ⅲ 等級
	13～15人	0.4点		5人	0.4点
	10～12人	0.3点		4人	0.3点
	7～9人	0.2点		3人	0.2点
	4～6人	0.1点		2人	0.1点
	3人以下	0点		1人	0点

※提出資料不要（平成26年度の入札参加資格審査（格付）に用いた経審のデータで、当該業種に認定されている技術職員数で判断）

3) 企業の技術力

①京都府地域づくり優良工事施工者表彰の実績 1点 「表彰実績による加算点申請の事例」（別図参照）

加算点を受けるための申請があり、表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」が一致する工種のみ加算する。

有効期間内の各年度毎に公告した入札において、表彰の実績の加算点を申請した上で落札した回数に応じ、加算点を減ずる。

	表彰実績の加算点を申請した上で同一年度内に落札した回数		
	0回	1回	2回以降
優秀賞	1点	0.3点	0点
奨励賞	0.5点	0点	0点

【注意事項】

- ・ 任意の入札案件で加算点の申請は可能であるが、入札参加資格確認申請日から落札決定日までの期間が重複する複数案件に同時に加算点申請することは不可
- ・ 優秀賞実績ありの場合

1 点の加算点を受けた上で落札するまでは、0.3 点の加算点申請をすることは不可

・表彰実績の有効期間

表彰結果の通知日から表彰された年度の翌々年度末までに公告を行う総合評価競争入札において、評価する。(平成 26 年度においては、平成 24 年度以降の表彰が対象)

年度内に表彰実績を受けた上で落札した場合において、次年度も有効期間内であれば、再度、表彰実績の評価を受けることが可能

例) 平成 25 年度に優秀賞を受賞し、その後、当該年度に表彰実績の加算点 (1 点及び 0.3 点) を受けた上で 2 件落札した。

平成 25 年度に公告する総合評価競争入札においては、加算点の申請は不可

平成 26 年度に公告する総合評価競争入札においては、加算点の申請は可能

※複数の表彰実績を有する場合の取り扱い

- ・有効期間内にある複数の表彰実績を有していても、加算点の申請ができる対象としては 1 つの実績とする。
- ・有効期間内の表彰実績として、優秀賞と奨励賞を有する場合は、優秀賞実績のみを加算点の対象とする。

例 1) 平成 24 年度、25 年度に優秀賞を受賞

- ・加算点 (1 点) 申請して落札→次回以降 0.3 点の加算点申請はできるが 1 点の加算点申請はできない

例 2) 平成 24 年度に優秀賞を、平成 25 年度に奨励賞を受賞

- ・加算点 (1 点) 申請して落札→次回以降 0.3 点の加算点申請はできるが 0.5 点の加算点申請はできない
- ・平成 27 年度においては、優秀賞の実績が有効期間外となるため、0.5 点での加算点申請のみ可能

※年度途中で評価対象となる表彰が奨励賞のみである者が優秀賞を受賞した場合の取り扱い

(別添「総合評価競争入札における京都府地域づくり優良工事施工者表彰の実績の評価について」を参照)

奨励賞実績の利用状況 (奨励賞実績の加算点を申請した上で落札した状況) に応じ、新たに受賞した優秀賞を評価

奨励賞実績の利用状況	評価内容 (別図 (3) 参照)
落札実績あり	0.3 点の加算点申請のみ可能
落札実績なし	表彰後は優秀賞実績での加算点申請のみ可能

②配置予定技術者 1 点

配置予定技術者について、複数の候補者を記入することは認めない。

②-A 配置予定技術者経験工事の H 11 以降の同規模工事成績評定結果で加算

<技術重視型、地域活性化型 A タイプ>

工事成績評定	加算点
80 点以上	1 点
77.5 点以上 80 点未満	0.9 点
75 点以上 77.5 点未満	0.8 点

72.5 点以上 75 点未満	0. 7 点
70 点以上 72.5 点未満	0. 6 点
67.5 点以上 70 点未満	0. 5 点
65 点以上 67.5 点未満	0. 4 点
65 点未満または実績無し	0 点

・当該経験工事の契約書の写し、技術者として従事したことを証明するもの、工事成績評定、資格要件を証明するもの及び恒常的な雇用関係を証明するものの写しの提出

・経験工事の要件（標準事例）

- 1) 土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 4500 万円以上の工事の場合：最終請負額が 2,500 万円以上の土木一式工事又は舗装工事
- 2) 土木一式工事又は舗装工事で予定価格が概ね 2500 ～ 4500 万円の工事の場合：最終請負額 1,000 万円以上の土木一式工事又は舗装工事

※各案件において公告文を確認すること。

※契約書（請負金額の確認）、技術者従事を証明するものについては、コリンズ（工事カルテの写し）を可とする。

＜入札参加資格要件において、例えば杭工事等の施工実績を求める様な場合における施工実績）の証明としては、従来どおりコリンズは不可。＞

②-B 配置予定技術者が有する国家資格*

＜地域活性型Bタイプ＞

配置予定技術者の有する国家資格	加算点
1 級国家資格または技術士	1
2 級国家資格者	0. 5
国家資格なし	0

・国家資格を証するものの写しの提出（監理技術者証の写し可＜国家資格欄が鮮明なもの＞）

※国土交通大臣特別認定者を除く

③ 技術者の継続教育（CPD） 0. 8 点

配置予定技術者の 2 年間の CPD 取得単位	加算点
30 単位以上	0. 8 点
15 単位以上 29 単位未満	0. 5 点
15 単位未満	0 点

・評価対象となる CPD を証明する団体

主任（管理）技術者等になり得る国家資格における継続教育を対象とし、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会及び（公社）土木学会の CPD を対象とする。

・各種団体において発行される学習履歴の証明書（団体により名称が異なる）の写し及び「基準日」がわかる資料（全国土木施工管理技士会連合会であれば学習履歴明細書）の提出

・複数団体で取得した CPD の合計では評価しない。

全国土木施工管理技士会連合会 10 単位 + 日本技術士会 10 単位 = 計 20 単位 → 0 点

・有効な CPD

入札公告日を最終日とする 2 年間に取得した CPD 単位

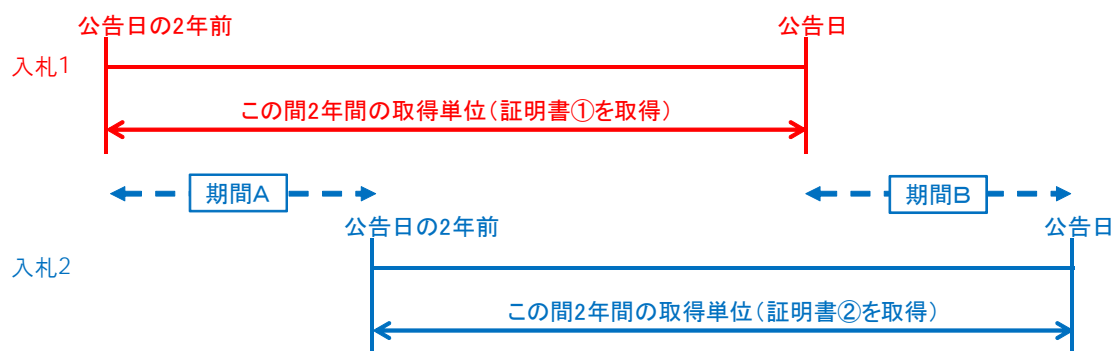
- ・有効な証明書
 公告日と同一年度に発行された証明書に限る。

◆参考図（有効期限等）

<総合評価競争入札における有効な CPD の考え方について>



<証明方法の考え方について>



○入札1： 証明書①

●入札2： 証明書②

又は

証明書①（公告日と同一年度内に発行された証明書に限る。）

－「期間Aで対象外となった単位（自己申請）」

＋「期間Bで新たに取得した単位（自己申請）」（自己申請に係るCPDの証明書は不要とするが、受講証明書（CPD認定プログラムに限る）が必要）

【参考】

CPDに関する詳細（取得・証明等）については下記HPで確認できる

（一社）全国土木施工管理技士会連合会 < <http://www.ejcm.or.jp/> >

（公社）日本技術士会 < <http://www.engineer.or.jp/> >

（公社）土木学会 < <http://www.jsce.or.jp/> >

④建設機械保有 1点

【土木一式工事の場合】

経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	加算点
保有台数4台以上	1.0点
保有台数3台	0.9点
保有台数2台	0.8点
保有台数1台	0.7点
保有なし	0点

以下の資料を提出

経営事項審査申請の手引き（平成24年7月改正版）p44の建設機械保有状況提出・提示資料に示す資料を提出。ただし、各契約書については、提示ではなく、写しの提出が必要

参考HP <http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500014.html>

【舗装工事の場合】

当該工事使用の標準的重機の保有状況	加算点
自社所有（リースによる保有を含む）	1点
自社所有なし	0点

（自社保有の場合）

- ・当該機械の管理台帳（整備記録）の写し、当該建設機械の写真（機械に記された社名が判読できるもの）を提出

（リースによる保有の場合）

- ・対象機種は経営事項審査の評価対象建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル）であって、平成24年4月1日から入札参加資格確認申請締切日までに経営事項審査の申請・受付を完了しているものに限る。
- ・「経営規模等評価結果通知書」の写し又は受付機関の受付印の押印がある「経営規模等評価申請書」の写し及び当該経営事項審査において提出した様式「建設機械の保有一覧表」の写しを提出
- ・排出ガス対策型建設機械でなければ加点しない。*

<排出ガス対策型建設機械でなければ、工事で使用できない。>

- ※ 土木工事共通仕様書(案)（平成22年4月）、P21の表1-2に示す建設機械を使用する場合、「排出ガス対策型建設機械」の使用が義務づけられている。例外の建設機械（すなわち、この表にない建設機械）としては、アスファルトフィニッシャー等がある。

4) その他

①緊急時の現場対応 1点 （選択項目）

主たる営業所所在地	加算点
現場の土木事務所管内	1点
現場の土木事務所管外	0点

- ・提出資料不要

- ・「出水時等に迅速対応が必要な河川・砂防工事」や「交通量の多い現道沿いの切土工事」等異常気象時における府民の安心・安全確保のため、緊急対応を必要とする工事において設定

②地域維持業務（小修繕工事又は除雪等業務委託）の実績 1点 （選択項目）

加算点を受けるための申請があった場合のみ加点

有効期間内に公告した入札において、表彰の実績の加算点を申請した上で落札した場合、次回からは申請できない。

地域維持業務（小修繕工事又は除雪等業務委託）の実績	加算点	番号
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り	1点	①
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し	0.5点	②

維持修繕部門の表彰有り	0.5点	③
表彰無し	0点	④

- ・ 表彰
 - 工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。
- ・ 除雪機械の保有
 - 表彰対象となった府管理道路の除雪に使用していたものに限る。(府から除雪機械の貸付を受けていた場合は対象外)
- ・ 平成25年度の表彰実績の有効期間
 - 平成25年7月1日から平成26年6月30日までに入札公告を行う総合評価競争入札において評価する。
 - 表彰実績の評価を受けた上で落札した場合において、表彰実績の有効期間内に、再度表彰実績の評価を受けることは不可
- ・ 申請の時期
 - 任意の入札案件で加算点の申請は可能であるが、入札参加資格確認申請日から落札決定日までの期間が重複する複数案件に同時に加算点申請することは不可
- ・ 冬期維持管理部門及び維持修繕部門両方の表彰を受賞した者の取扱い
 - 冬期維持管理部門及び維持修繕部門の両方の所長表彰を受賞した場合、それぞれの実績について加算を受けることができるが、加算点の上限は1点とする。
- ・ 申請の組合せ
 - ①+③で申請することは不可、①のみ、③のみで申請することは可能
 - ②+③で申請することは可能、②のみ、③のみで申請することも可能
- ・ 冬期維持管理部門及び維持修繕部門両方の表彰を受賞した者が同時期の2つの入札に加算点申請する場合の取扱い

①と③に該当する者の加算点申請

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6
入札1	①	③	①	③	①+③	—
入札2	③	①	①	③	—	①+③
申請の可否	○	○	×	×	×	×

②と③に該当する者の加算点申請

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6
入札1	②	③	②	③	②+③	—
入札2	③	②	②	③	—	②+③
申請の可否	○	○	×	×	○	○

4 技術提案における注意点

○「1点」が標準

- ・ 仕様書程度の記述ができておれば1点（標準）。仕様書より劣る内容でも、当該記述が課題に即した内容ならば、0点。
- ・ 白紙や記述が不適な場合（品質管理が課題であるのに安全管理の記述になっている等）は失格。

○「工夫」と認める場合とは

- ・現場条件をしっかりと調査し、これに対する課題の抽出、具体的な対応策の記載があれば「工夫」と認める。
- ・具体的な記述がなければ工夫と認めない。
- ・民間技術を活用する場合は、使用用途や効果、注意点等が記載されていなければ工夫と認めない。

○オーバースペックは工夫とは認めない

発注者が指定した仕様（品質基準など）を変更するものは工夫とは認めない。

なお、共通仕様書に記載された内容と同程度の提案は工夫と認めない。

- ・ハイスペックの材料を用いることは、工夫と認めない。
- ・交通整理員の単純な増員は、工夫とは認めない。
- ・発注時の要求された仕様を変える提案は、工夫と認めない。

例 「用心鉄筋を 500mm 間隔のところ、250mm 間隔とします。」は工夫とは認めない。

5 落札決定後における入札情報の公開について

○落札決定後、「入札情報公開システム」により、下記事項について公開

- ・落札者名、落札金額
- ・入札参加者名、入札金額、評価点、評価値

○自社の評価点の内訳の照会については、発注機関の窓口において、口頭で回答。（この場合、所属会社、氏名を証明するものが必要。） 回答は自社分のみ。他社の内訳については、公開しない。

また、技術提案内容については、各入札参加者個々の技術力、ノウハウが記載されており、公表することとしていない。

○失格者からの照会については、失格時点で技術評価点も存在しないことから、回答しない。

6 証明資料などについて

①工事成績評定の通知書の再発行

京都府工事であれば、工事を特定（工事名・工事番号など）した上で、発注の土木事務所で写しが交付できる。

②コリンズの取扱

技術者従事の証明資料及び対象工事金額を証明する資料として、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（CORINS）における「工事カルテ受領書」を認めている。ただし、具体的な工事内容の実績を証明する資料としては、認めていない。

※ 例えば、トンネルの施工実績とか、Om以上の杭の施工実績というような場合の証明は、CORINSを認めない。

③京都府地域づくり優良工事施工者表彰の通知書

証明資料は、「表彰結果通知書」であり、「表彰状」ではない。当該入札の参加資格認定業種と表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」が一致する必要があるが、表彰状には記されていない（土木一式、舗装等の業種）。

通知書の再発行はできないが、奥書証明は発行できるので、紛失した場合は発注機関（指導検査課）に相談すること。

7 技術評価内容や履行状況等の確認について

総合評価競争入札により発注された工事については、施工中及び検査において「技術提案」、「府内企業の下請」及び「府内資材調達」について、履行状況の確認をすることになるので留意すること。

① 入札時の申告内容等の確認

1) 技術提案

技術重視型については、技術提案の実施方法を記載した計画書を提出する。

(特記仕様書で規定：初回打ち合わせ時に確認をうける。)

2) 府内企業の下請、府内資材調達

入札時に申告した「府内企業の下請状況について」(別記様式3)・「府内資材調達状況について」(別記様式4)を工事着手時に確認をうける。

② 府内企業の下請状況(施工体制台帳)

1) 施工体制台帳及び施工体系図の提出

請負額に関わらず施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。(特記仕様書に記載：工事着手後は現場に常備するとともに、変更が生じる毎に監督員に提出。)

2) 一次下請企業の確認

一次下請が府内企業か府外企業かを明らかにすること。

※府内企業とは、「主たる営業所」(本店)が府内にある企業とする。

※他府県に本店があり、京都府内に建設業許可のある営業所があっても府外企業とする。

(××建設(株)京都営業所との下請契約でも、本店が府外なら府外企業と扱う。)

③ 府内資材調達(承認願)

調達品目の承認願(工事打ち合わせ簿)

指定した資材の調達先が府内か府外かを明らかにすること。

※府内調達とは、府内で産出しあるいは府内企業により製造・加工されて出荷される材料等をいう。

※府内における会社や営業所の有無ではなく、あくまで工場やプラントの所在地で判断する。

④ 完成検査

1) 実績報告の提出

技術重視型は、技術提案の履行が確認できる資料を提出すること。(特記仕様書)

府内企業の下請、府内資材調達については、報告を提出すること。(特記仕様書：別途、様式を定めているので、監督員を通じて入手すること。)

2) 成績評定

当初申告等と相違がある場合、成績評定の減点になる場合があるので留意すること。

8 履行状況による成績評定の減点について

技術提案（技術重視型の場合）、府内企業の下請及び府内資材調達の各項目において、入札時の提案や申告が履行されなかった場合は、工事成績評定で減点となる。

減点方法は、8点の減点を最大として、履行状況に応じて決定する。

減点値＝8点 × $(\alpha - \beta) / \alpha$ （少数点以下第2位四捨五入少数1位止め）

α ：当初の加算点

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点

減点については、府内下請、府内調達、技術提案について、受注者の責めにより満足できない場合、その達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、工事成績評定点の減点を行う。」としており、府内調達で指定した資材が、府外でしか調達が不可能であった場合などは減点とならない。

○ 平成25年度総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(土木一式)9月1日適用

<技術重視型:4500万円以上>

加算点評価項目		必須	選択	評価内容	加算点		
施工計画 (技術重視型のみ)	品質管理	(●)		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2		
	施工管理・安全管理等	(●)	●※	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	1.5		
必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度)				1			
				必要事項の記載がないものがある。	0		
				記載がない又は不適	失格		
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点(H11以降に完工) <地域活性型Bの場合> 所有する国家資格	●		80点以上	1		
				77.5点以上 80点未満	0.9		
				75点以上 77.5点未満	0.8		
				72.5点以上 75点未満	0.7		
				70点以上 72.5点未満	0.6		
				67.5点以上 70点未満	0.5		
				65点以上 67.5点未満	0.4		
				65点未満 または 実績なし	0		
	技術者の継続教育(CPD)	●		2年間の取得単位30単位以上	0.8点		
				2年間の取得単位15~29単位	0.5点		
				2年間の取得単位15単位未満	0点		
建設機械保有	経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	●		保有台数4台以上	1		
				保有台数3台	0.9		
				保有台数2台	0.8		
				保有台数1台	0.7		
				保有無し	0		
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	●		優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)		
				奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)		
				なし	0		
地域調達・雇用	府内企業の下請	●		下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0		
				下請率100%	失格		
	府内資材調達	●		すべて府内調達	1		
				一部府内調達	0.5		
				府内調達なし	0		
	雇用	「技術職員数」の維持(H26:H23)	●		職員数の減少率10%以内	0.5	
					職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内	0.25	
					職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0	
		各業種毎に雇用している「技術職員数」(H26)	●	※2		技術職員数16人以上	0.5
						技術職員数13~15人	0.4
				技術職員数10~12人	0.3		
				技術職員数7~9人	0.2		
				技術職員数4~6人	0.1		
				技術職員数3人以下	0		
その他	緊急時の現場対応	●		※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1		
				現場の土木事務所管内	1		
				現場の土木事務所管外	0		
地域への貢献	地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)の実績 ※3	●		冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り	1		
				冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し	0.5		
				維持修繕部門の表彰有り	0.5		
				表彰無し	0		
加算点満点計				(14.8) 最大15点			

<地域活性型:2500万円以上(4500万円以上)>

評価内容		加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。	2	
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	1.5	
必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度)	1	
必要事項の記載がないものがある。	0	
記載がない又は不適	失格	
80点以上	1	
77.5点以上 80点未満	0.9	
75点以上 77.5点未満	0.8	
72.5点以上 75点未満	0.7	
70点以上 72.5点未満	0.6	
67.5点以上 70点未満	0.5	
65点以上 67.5点未満	0.4	
65点未満 または 実績なし	0	
2年間の取得単位30単位以上	0.8点	
2年間の取得単位15~29単位	0.5点	
2年間の取得単位15単位未満	0点	
保有台数4台以上	1	
保有台数3台	0.9	
保有台数2台	0.8	
保有台数1台	0.7	
保有無し	0	
優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	
奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)	
なし	0	
下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0	
下請率100%	失格	
すべて府内調達	1	
一部府内調達	0.5	
府内調達なし	0	
職員数の減少率10%以内	0.5	
職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内	0.25	
職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0	
技術職員数6(16)人以上	0.5	
技術職員数5(13~15)人	0.4	
技術職員数4(10~12)人	0.3	
技術職員数3(7~9)人	0.2	
技術職員数2(4~6)人	0.1	
技術職員数1(3人以下)人	0	
※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1	
現場の土木事務所管内	1	
現場の土木事務所管外	0	
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り	1	
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し	0.5	
維持修繕部門の表彰有り	0.5	
表彰無し	0	
(12.8) 最大13点		

<地域活性型:1000万円~2500万円>

評価内容		加算点
1級 国家資格者	1	
2級 国家資格者	0.5	
その他技術者	0	
1点		
2年間の取得単位30単位以上	0.8点	
2年間の取得単位15~29単位	0.5点	
2年間の取得単位15単位未満	0点	
保有台数4台以上	1	
保有台数3台	0.9	
保有台数2台	0.8	
保有台数1台	0.7	
保有無し	0	
優秀賞 受賞あり(回数制限)	1(0.3)	
奨励賞 受賞あり(回数制限)	0.5(0)	
なし	0	
下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め]	3~0	
下請率100%	失格	
すべて府内調達	1	
一部府内調達	0.5	
府内調達なし	0	
職員数の減少率10%以内	0.5	
職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内	0.25	
職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0	
技術職員数6人以上	0.5	
技術職員数5人	0.4	
技術職員数4人	0.3	
技術職員数3人	0.2	
技術職員数2人	0.1	
技術職員数1人	0	
※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。	1	
現場の土木事務所管内	1	
現場の土木事務所管外	0	
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り	1	
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し	0.5	
維持修繕部門の表彰有り	0.5	
表彰無し	0	
(10.8) 最大11点		

加算点満点計欄上段()内は、CPDの加算点を最大0.8点としている期間における最大点

※1:地域活性型においては、必要に応じ1項目を設定

※2:4,500万円以上の土木一式工事で地域活性型を実施する場合は、「技術職員数」は技術重視型の評価内容を適用する。

※3:表彰は工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。また、除雪機械の保有は、表彰対象となった府管理道路の除雪に使用していたものに限る。(府から除雪機械の貸付を受けていた場合は対象外)

○ 平成25年度総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(ほ装)9月1日適用

<技術重視型:4500万円以上>

<地域活性型:1000万円以上>

加算点評価項目		必須	選択	評価内容	加算点
施工計画 (技術重視型のみ)	品質管理	(●)		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。	2 1.5
	施工管理・安全管理等	(●)	※●	必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	1 0 失格
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点(H11以降に完工) <地域活性型Bの場合> 所有する国家資格	●		80点以上 77.5点以上 80点未満 75点以上 77.5点未満 72.5点以上 75点未満 70点以上 72.5点未満 67.5点以上 70点未満 65点以上 67.5点未満 65点未満 または 実績なし	1 0.9 0.8 0.7 0.6 0.5 0.4 0
	技術者の継続教育(CPD)	●		2年間の取得単位30単位以上 2年間の取得単位15~29単位 2年間の取得単位15単位未満	0.8点 0.5点 0点
建設機械保有	当該工事に使用する標準的な建設機械(重機)の保有状況	●		自社所有(1台以上)(リースによる保有含む) 自社所有でない	1 0
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	●		優秀賞 受賞あり(回数制限) 奨励賞 受賞あり(回数制限) なし	1(0.3) 0.5(0) 0
地域調達・雇用	府内企業の下請	●		下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め] 下請率100%	3 5 0 失格
	府内資材調達	●		すべて府内調達 一部府内調達 府内調達なし	1 0.5 0
	雇用	●		「技術職員数」の維持(H26:H23) 職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内 職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0.5 0.25 0
地域への貢献	各業種毎に雇用している「技術職員数」(H26)	●		技術職員数16人以上 技術職員数13~15人 技術職員数10~12人 技術職員数7~9人 技術職員数4~6人 技術職員数3人以下	0.5 0.4 0.3 0.2 0.1 0
		●		冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り 冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し 維持修繕部門の表彰有り 表彰無し	1 0.5 0.5 0
加算点満点計					(13.8) 最大14点

評価内容		加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	2 1.5 1 0 失格	2点
80点以上 77.5点以上 80点未満 75点以上 77.5点未満 72.5点以上 75点未満 70点以上 72.5点未満 67.5点以上 70点未満 65点以上 67.5点未満 65点未満 または 実績なし	1 0.9 0.8 0.7 0.6 0.5 0.4 0	1点
2年間の取得単位30単位以上 2年間の取得単位15~29単位 2年間の取得単位15単位未満	0.8点 0.5点 0点	0.8点
自社所有(1台以上)(リースによる保有含む) 自社所有でない	1 0	1点
優秀賞 受賞あり(回数制限) 奨励賞 受賞あり(回数制限) なし	1(0.3) 0.5(0) 0	1点
下請率×府内下請率×3 +(1-下請率)×3 [小数第1位止め] 下請率100%	3 5 0 失格	3点
すべて府内調達 一部府内調達 府内調達なし	1 0.5 0	1点
職員数の減少率10%以内 職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内 職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上	0.5 0.25 0	0.5点
技術職員数16人以上 技術職員数13~15人 技術職員数10~12人 技術職員数7~9人 技術職員数4~6人 技術職員数3人以下	0.5 0.4 0.3 0.2 0.1 0	0.5点
冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り 冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し 維持修繕部門の表彰有り 表彰無し	1 0.5 0.5 0	1点
加算点満点計		(11.8) 最大12点

加算点満点計欄上段()内は、CPDの加算点を最大0.8点としている期間における最大点

※1:地域活性型においては、必要に応じ1項目を設定

※2:表彰は工事箇所が存在する管内の土木事務所長からの表彰に限る。また、除雪機械の保有は、表彰対象となった府管理道路の除雪に使用していたものに限る。(府から除雪機械の貸付を受けていた場合は対象外)

特記仕様書記載事項

項目	記載例
総則	<p>(技術提案の履行)</p> <p>1 総合評価競争入札の工事の場合、請負者は提案した技術資料の施工上の課題に係る技術的所見（以下「技術提案」という。）を履行しなければならない。</p> <p>2 請負者は、技術提案の実施方法を記載した計画書を施工計画書に併せて監督職員に提出するとともに、工事を完成したときは、履行が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3 請負者の責めにより技術提案を履行できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。なお、標準型については、違約金の徴収を行うものとする。</p> <p>※総合評価競争入札（技術重視型、地域活性型（施工計画あり））の場合に記載する。</p> <p>(府内資材の調達について)</p> <p>1 総合評価競争入札の工事の場合、請負者は府内調達すると記載した資材について、府内調達したことを証する伝票等と実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 請負者の責めにより、府内調達すると記載した資材が府内調達できなかった場合、または、府内調達を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。</p> <p>※総合評価競争入札の場合に記載する。</p>
施工計画書	<p>(施工体制台帳)</p> <p>1 総合評価競争入札の工事の場合、請負者は請負額にかかわらず、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体制図を作成し、監督職員に提出しなければならない。＜施工体制台帳には、2次以下の下請契約書も添付が必要＞</p> <p>2 施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定の減点を行うものとする。また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものとする。</p> <p>※総合評価競争入札の場合に記載する。</p>

総合評価競争入札におけるCPDの評価及びその取得について

平成25年8月28日
指導検査課
075-414-5225

総合評価競争入札における評価対象となるCPD及びその取得手続きについては、以下のとおりです。

- 1 総合評価競争入札における評価対象となるCPD
対象となる工事の主任（監理）技術者となり得る資格に関するCPDを評価します。土木一式及びほ装工事の場合、CPDを証明する団体（以下「証明団体」）は以下の団体を予定しています。

(一社)全国土木施工管理技士会連合会(以下「連合会」)、(公社)日本技術士会(公社)土木学会
- 2 CPDを取得するための講習会等について
CPDを取得するためには、証明団体が認定する講習会等を受講する必要があります。なお、証明団体と講習会等を実施する団体とは必ずしも一致しません。認定講習会等の情報は、下記【参考】のホームページ等で確認してください。
- 3 CPDは技術者個人が取得するものであり、配置予定技術者一人あたりの取得単位により評価します。(会社に所属する技術者全体での評価ではありません。)
(例) 配置予定技術者Aが12単位+配置予定技術者Bが8単位=計20単位
⇒一人あたりの取得単位数が20単位未満のため評価しません。
- 4 複数の証明団体に取得したCPDの合算では評価しません。
(例) 連合会で10単位+日本技術士会で10単位=計20単位
⇒単独団体での取得単位数が20単位未満のため評価しません。
- 5 取得手続きについて
・各証明団体によって、取得方法が異なりますが、例として、連合会の場合、取得手続きの概要は以下のようになります。

※CPDS（連合会における呼び方）には都道府県土木施工管理技士会
会員かどうかに関わらず、誰もが加入できます。

CPDSの手続きについては、新規加入、証明書申請をはじめ、すべて連合会のホームページからできます。

ただし、必要書類のFAX送信が別途必要です。

また、技士会の会員になると会員料金が適用されます。

- 1) CPDSへの加入申請、送金
- 2) 連合会が発行するCPDSの技術者証を受理
- 3) 連合会が認定する講習会等に参加
- 4) 受講履歴を登録、受講証明書（講習会実施者が発行）を送信
- 5) 学習履歴証明書を申請、送金
- 6) 連合会が発行する学習履歴証明書を受理

※総合評価競争入札に参加しCPDの評価を受けるためには、上記6)で取得した学習履歴証明書の写しが必要となります。(公告年度と同一年度内に発行された証明書が必要です。)

【参考】

各団体のCPDに関する詳細（取得・証明方法等）については、下記ホームページで確認してください。

(社)全国土木施工管理技士会連合会<<http://www.ejcm.or.jp/>>

(社)日本技術士会<<http://www.engineer.or.jp/>>

(社)土木学会<<http://www.jsce.or.jp/>>

総合評価競争入札における京都府地域づくり優良工事施工者表彰の実績の評価について

京都府では、総合評価競争入札において、京都府地域づくり優良工事施工者表彰を受賞された実績を評価しているところです。

評価の方法

○評価（加算点）内容

	表彰実績の加算点を申請した上で同一年度内に落札した回数		
	0回	1回	2回以降
優秀賞	1点	0.3点	0点
奨励賞	0.5点	0点	0点

○評価（加算点）対象となる期間

表彰結果の通知日から表彰された年度の翌々年度末までに公告する総合評価競争入札において、加算点を申請し評価を受けることが可能です。

○複数の表彰実績を持っている場合の取扱

複数の表彰実績を持っていても、加算点を申請し評価を受けることができるのは1つの表彰実績だけになります。

(例1) 評価対象となる優秀賞と奨励賞がある、または、優秀賞が2回以上ある方においても、加算点を申請し評価を受けることができるのは一つの優秀賞実績のみとなります。

(例2) 評価対象となる奨励賞が2回以上ある方においても、加算点を申請し評価を受けることができるのは一つの奨励賞実績のみとなります。

しかしながら、評価対象となる表彰が奨励賞のみである方が年度途中で優秀賞を受賞した場合の取扱いについて、現行の評価方法で定めていませんでした。

つきましては、改めて次のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。現在、奨励賞のみが評価対象となっている方は、特に御注意願います。また、それ以外の方については、現行の評価方法に変更はありません。

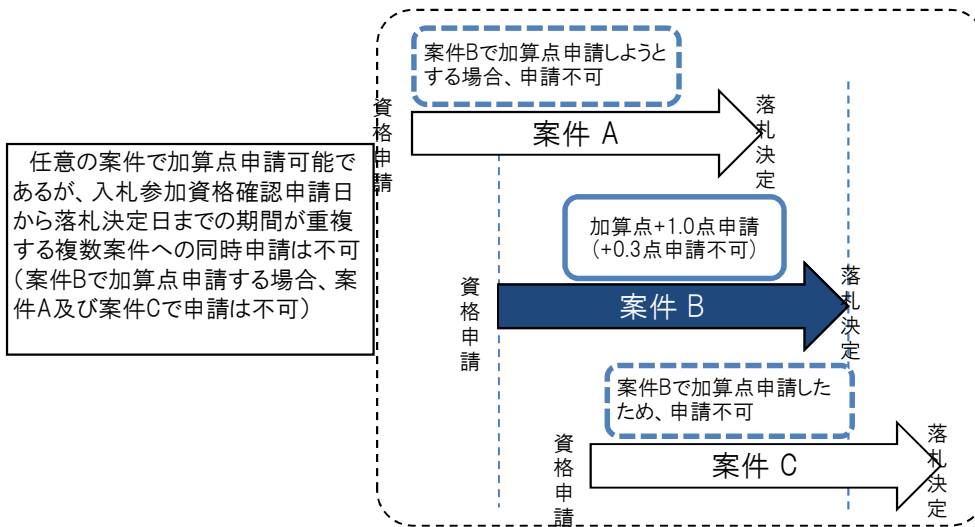
○奨励賞のみが評価対象となっている者が年度途中で優秀賞を受賞した場合の評価方法

奨励賞実績の利用状況（奨励賞実績の加算点を申請した上で落札した状況）により、新たに受賞した優秀賞の評価内容が変わりますのでご注意ください。

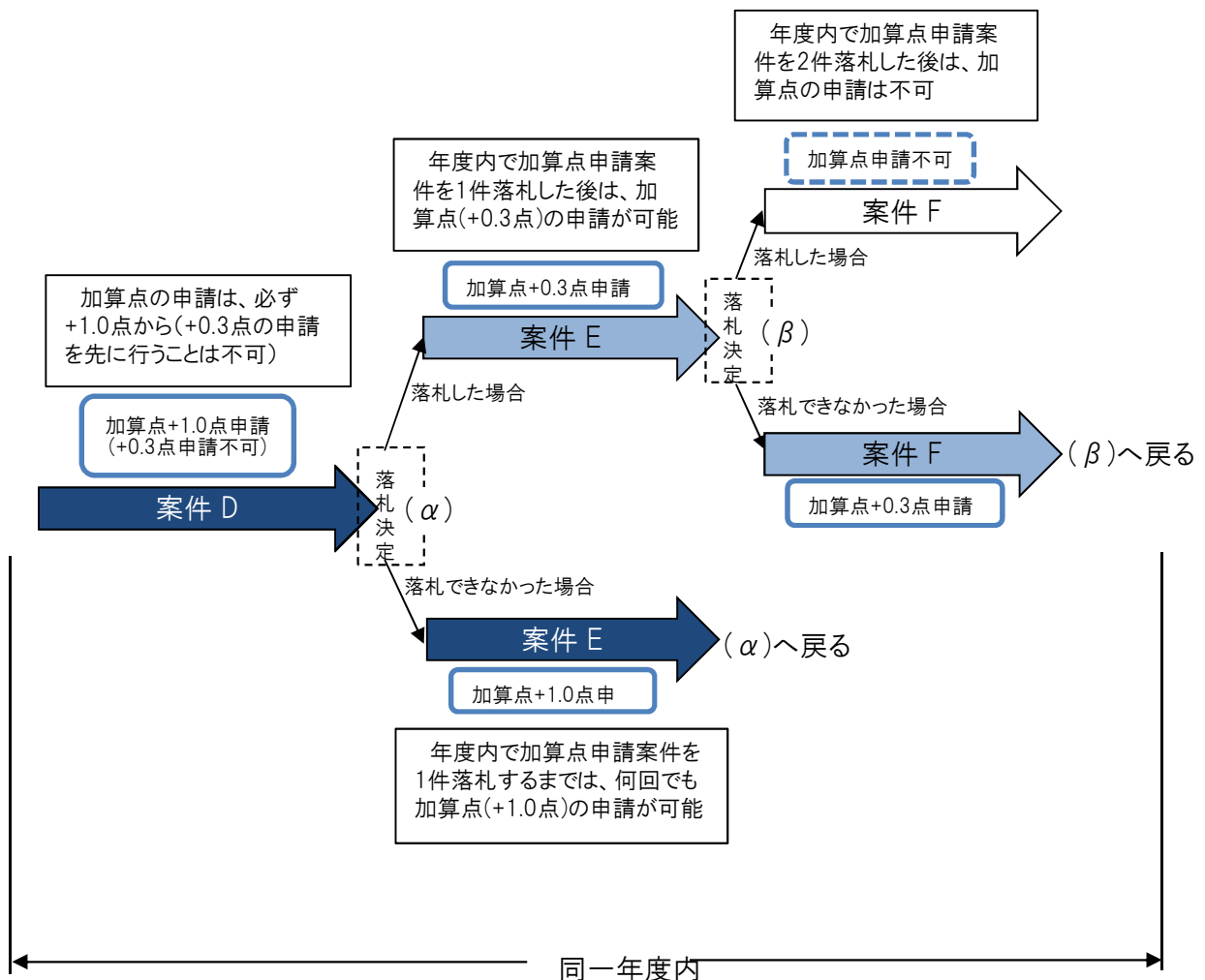
奨励賞実績の利用状況	評価内容（別図（3）参照）
落札実績あり	0.3点の加算点申請のみ可能
落札実績なし	表彰後は優秀賞実績での加算点申請のみ可能

(別図) 表彰実績による加算点申請の事例

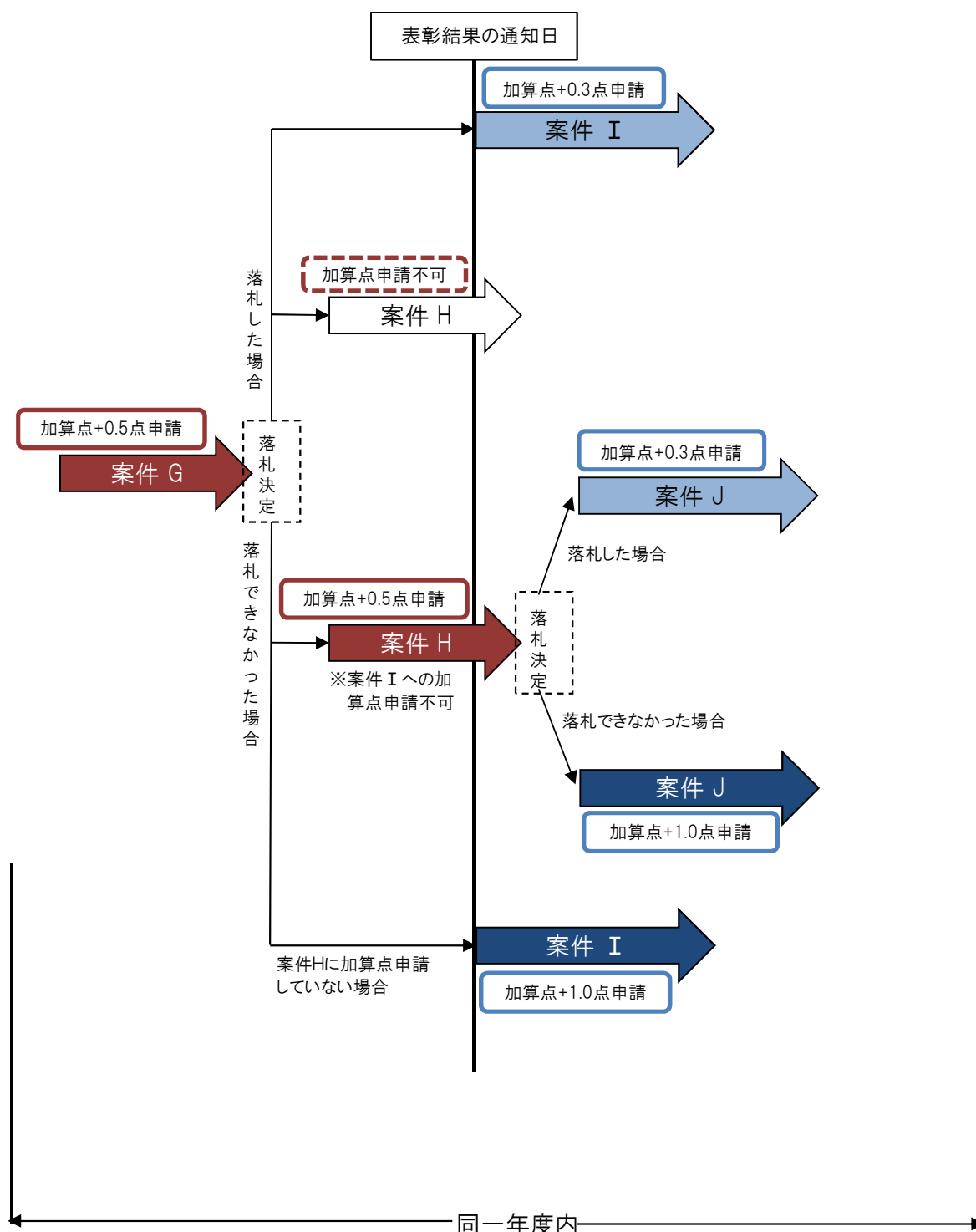
(1) 同時申請の考え方



(2) 加算点減少の考え方

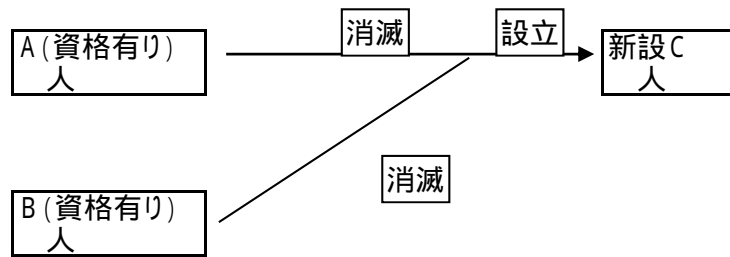


(3) 奨励賞のみが評価対象となっている者が年度途中で優秀賞を受賞した場合の考え方

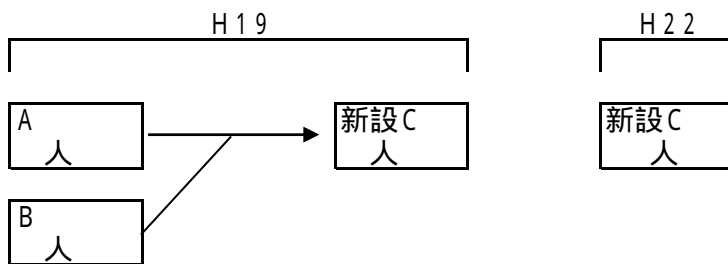


- 案件Gを加算点(0.5点)申請した上で落札した場合、その後の案件Hでは加算点申請できないが、案件Iに加算点申請(0.3点)することが可能
- 案件Gで加算点(0.5点)申請したが落札できなかった場合、案件Hでは加算点申請(0.5点)できるが、その場合、案件Iに加算点申請することは不可
- 案件Gで加算点(0.5点)申請したが落札できなかった場合で、かつ案件Hに加算点申請していない場合、案件Iに加算点申請(1.0点)することが可能

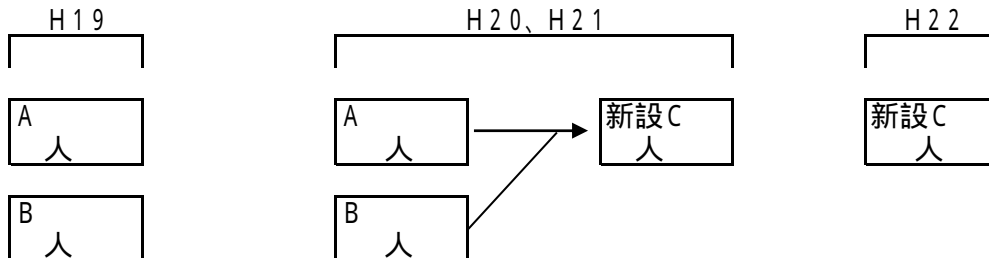
ケース 2以上の個人又は法人が会社法に基づく合併により新規法人を設立する場合



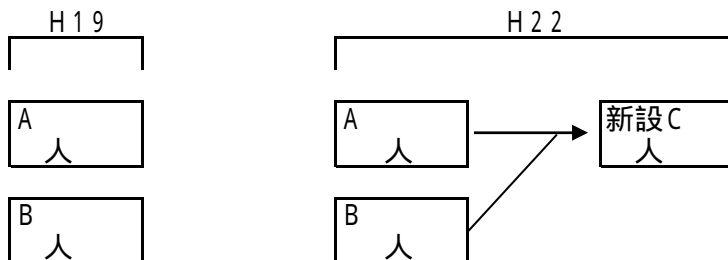
ケース - と で比較



ケース - と の多い方と で比較

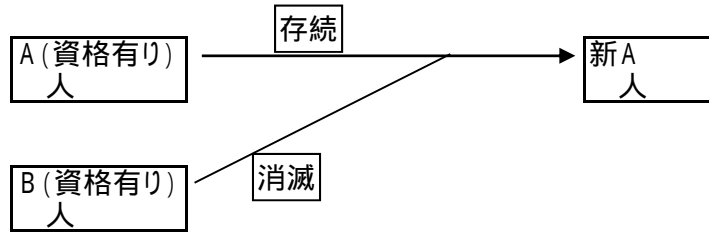


ケース - と の多い方と で比較

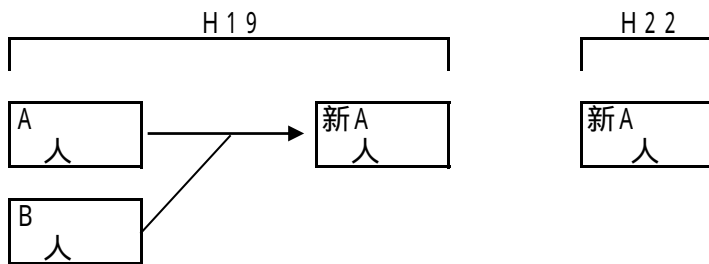


(別図)

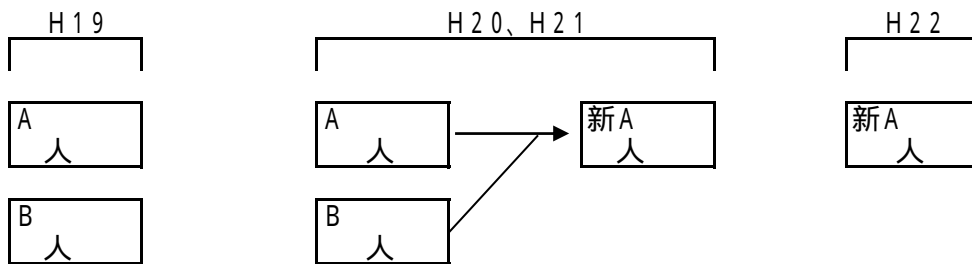
ケース 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合



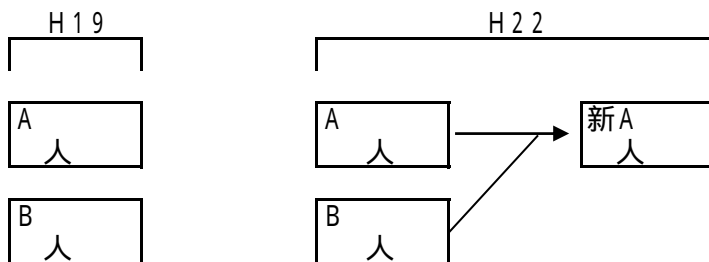
ケース - と で比較



ケース - と で比較

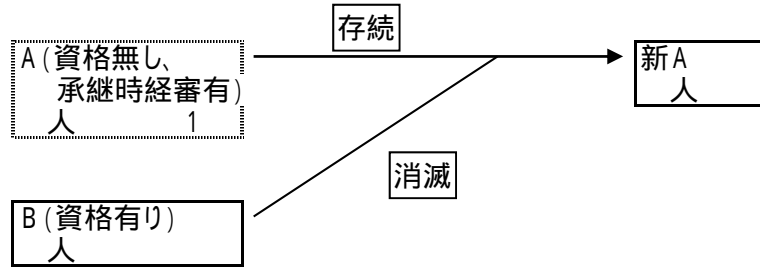


ケース - と で比較

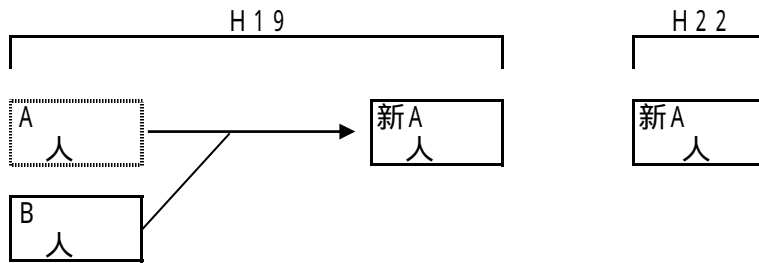


新Aについては、名称変更により、必ずしもAと同名ではない(社名のみBになっている等)ので注意

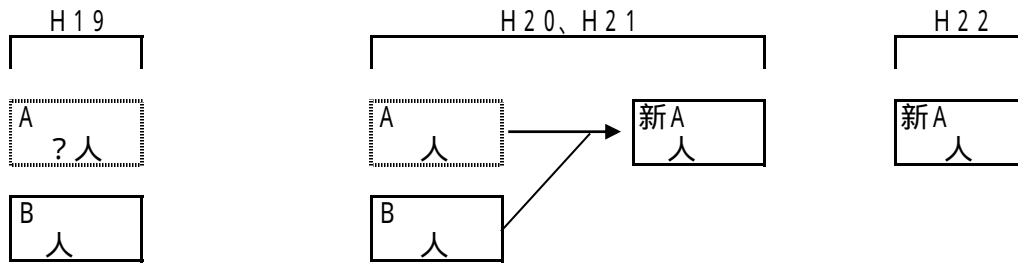
ケース 会社法に基づく合併によりその一方が存続又は営業の全部譲渡を受けた場合で有資格者が消滅する場合



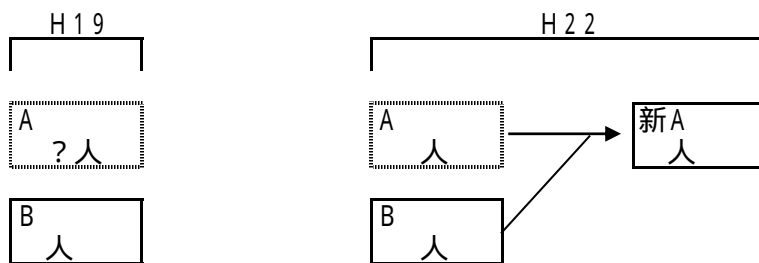
ケース - と で比較



ケース - と で比較



ケース - と で比較



Aについては、必ずしも、経審データが存在するわけではないため、Bのデータを採用すること
新Aについては、名称変更により、必ずしもAと同名ではない(社名のみBになっている等)ので注意

総合評価競争入札において建設工事共同企業体を 評価する場合の取扱いについて

平成24年3月27日
指導検査課

総合評価競争入札において、建設工事共同企業体（以下「JV」という）を評価する場合、平成24年度以降、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

特定JVを評価する場合

各評価項目（府内企業の下請け、府内資材調達の評価項目をのぞく）について、構成員毎に評価し平均化した点数（構成員毎に算出した加算点を合算し、構成員数で除した点数）を特定JVの加算点とします。

（例：建設機械保有）A・B・C特定JVの場合

A社：7台所有で1点、B社：1台所有で0.7点 C社：2台所有で0.8点

A・B・C特定JVとしての加算点は

$(1点 + 0.7点 + 0.8点) \div 3 = 0.83点$ となります。

※加算点については、各評価項目毎に小数第3位を四捨五入の上小数第2位止めとします。

経常JVを評価する場合

経常JVについては、一つの企業とみなし評価します。

- ・ 配置予定技術者
実際に工事に配置される技術者を特定し評価
- ・ 機械保有、雇用維持、技術者数
各構成員の数値を合算の上、評価
- ・ 緊急時の現場対応
代表構成員の所在地で評価
- ・ 除雪
構成員の内1者が除雪評価対象者であれば評価
- ・ 表彰
表彰受賞者同士の経常JVであっても、一つの表彰実績のみを評価

（例1）C・D経常JVでC社が優秀賞実績有り、D社が奨励賞実績有りの場合
表彰の加算点申請ができるのは、C社の優秀賞実績のみ

（例2）E・F経常JVでE社F社とも優秀賞実績有り場合
表彰の加算点申請ができるのは、どちらかの優秀賞実績のみ

※なお、経常JVを年度途中で解散された後も、経常JVでの落札回数を「表彰実績の加算点を申請した上で同一年度内に落札した回数」に含みますの御注意ください。